# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2024年1月26日

【事業年度】 第65期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】日本デコラックス株式会社【英訳名】NIHON DECOLUXE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村 重夫

【本店の所在の場所】 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷10番地

【電話番号】 0587-(93)-2411

【事務連絡者氏名】 経理部長 近藤 直也

【最寄りの連絡場所】 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷10番地

【電話番号】 0587-(93)-2411

 【事務連絡者氏名】
 経理部長
 近藤 直也

 【縦覧に供する場所】
 株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2023年6月23日に提出いたしました第65期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)の有価証券報告書の記載事 項の一部に欠落した部分があり、原本と異なっておりましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を 提出するものであります。

## 2【訂正事項】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

# 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

### 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(省略)

#### (棚卸資産の評価)

### 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

日本デコラックス株式会社の当事業年度の貸借対照表に おいて、「商品及び製品」380,245千円、「仕掛品」 1,224 千円、「原材料及び貯蔵品」606,407 千円が計上さ その上で、以下の監査手続を実施した。 れており、これら(以下「棚卸資産」という。)の合計金 額 1,047,877 千円は総資産の 6.0%、建築材料事業のセ グメント資産の 9.4%を占めている。また、「注記事項] (損益計算書関係) 3 に記載のとおり、棚卸資産評価損 12,463 千円を計上している。棚卸資産の評価は、長期間 の滞留や収益性が低下している棚卸資産に関連する。

会社は、正味売却価額が製造原価を下回っている場合に (2)棚卸資産の評価の妥当性 は当該正味売却価額まで簿価を切り下げている他、期末に おいて一定の保管期間が経過した棚卸資産等については規 則的に帳簿価額を切り下げた価額をもって、貸借対照表価 額としている。

棚卸資産の販売価額は、国内における住宅着工件数の増 減などの外部環境の影響を受ける。滞留在庫判定に基づく 簿価切下げは見積りが必要なものが含まれ、経営者による 判断が棚卸資産の貸借対照表価額に影響を及ぼす。

以上から、当監査法人は、棚卸資産の評価が、当事業年 度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主 要な検討事項」に該当すると判断した。

#### 監査上の対応

当監査法人は、棚卸資産の評価の妥当性を検討するた め、会社が実施している評価基準の合理性を評価した。

#### |(1)内部統制の評価

棚卸資産の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の 有効性を評価した。評価にあたっては、特に棚卸資産の評 価に利用する情報の正確性及び目的整合性を担保するため の統制に焦点を当てた。

棚卸資産の評価が適切に実施されていることを確かめる ため、主に以下の手続を実施した。

- ・販売可能性があるとして当事業年度に評価減対象から除 外した品目に関し、その判断の根拠を質問するととも に、期末日以降の販売状況を確認する等、事業年度の判 断の合理性を検討した。
- 販売可能性があるとして前事業年度に評価減対象から除 外した品目に関し、当事業年度の販売状況を確認し、前 事業年度の判断の合理性を検討した。
- ・滞留在庫が網羅的に把握されていることを確認した。

(省略)

(訂正後)

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(省略)

### (棚卸資産の評価)

## 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

日本デコラックス株式会社の当事業年度の貸借対照表に おいて、「商品及び製品」380,245千円、「仕掛品」 61,224 千円、「原材料及び貯蔵品」606,407 千円が計上 されており、これら(以下「棚卸資産」という。)の合計 (1)内部統制の評価 金額 1,047,877 千円は総資産の 6.0%、建築材料事業の セグメント資産の 9.4%を占めている。また、「注記事 項](損益計算書関係)3に記載のとおり、棚卸資産評価 価に利用する情報の正確性及び目的整合性を担保するため 損 12,463 千円を計上している。棚卸資産の評価は、長期 の統制に焦点を当てた。 間の滞留や収益性が低下している棚卸資産に関連する。

会社は、正味売却価額が製造原価を下回っている場合に (2)棚卸資産の評価の妥当性 は当該正味売却価額まで簿価を切り下げている他、期末に おいて一定の保管期間が経過した棚卸資産等については規一ため、主に以下の手続を実施した。 則的に帳簿価額を切り下げた価額をもって、貸借対照表価 額としている。

棚卸資産の販売価額は、国内における住宅着工件数の増 減などの外部環境の影響を受ける。滞留在庫判定に基づく 簿価切下げは見積りが必要なものが含まれ、経営者による 判断が棚卸資産の貸借対照表価額に影響を及ぼす。

以上から、当監査法人は、棚卸資産の評価が、当事業年 度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主 要な検討事項」に該当すると判断した。

#### 監査上の対応

当監査法人は、棚卸資産の評価の妥当性を検討するた め、会社が実施している評価基準の合理性を評価した。 その上で、以下の監査手続を実施した。

棚卸資産の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の 有効性を評価した。評価にあたっては、特に棚卸資産の評

棚卸資産の評価が適切に実施されていることを確かめる

- ・販売可能性があるとして当事業年度に評価減対象から除 外した品目に関し、その判断の根拠を質問するととも に、期末日以降の販売状況を確認する等、当事業年度の 判断の合理性を検討した。
- ・販売可能性があるとして前事業年度に評価減対象から除 外した品目に関し、当事業年度の販売状況を確認し、前 事業年度の判断の合理性を検討した。
- ・滞留在庫が網羅的に把握されていることを確認した。

(省略)